

PPP／PFIの推進について

平成29年2月9日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)(概要)

改定のポイント

- ・平成25、26年度の実績をフォローアップし、**新たな事業規模目標**を設定
- ・コンセッション事業等の**重点分野**に**文教施設**及び**公営住宅**を追加
- ・**時間軸**を定め、**担当府省**を明確にした**具体的施策**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間) ← 現行目標は10～12兆円

(コンセッション事業:7兆円、収益型事業:5兆円、公的不動産利活用事業:4兆円、その他の事業:5兆円)

PPP/PFI推進のための施策

(1)コンセッション事業の推進

- コンセッション事業の具体化のため、3年間の集中強化期間の重点分野**及び**目標の設定**
 - ・同事業に発展し得る事業類型を含めた目標設定
 - ・複数施設の運営を一括して事業化する「**バンドリング**」の推進
 - ・コンセッション事業推進の**ディスインセンティブ**となる制度上の問題の解消
- 将来的にコンセッション事業に発展し得る収益型事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で実施**を目指す

(2)実効ある優先的検討の推進

- 優先的検討規程の策定と的確な運用**
 - ・平成28年度末までに、**全ての人口20万人以上の地方公共団体**等において**優先的検討規程**を策定
 - ・実効ある運用のための手引の策定や支援事業の実施
 - ・運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
 - ・上下水道の重点分野における優先的検討の参考となるガイドラインの策定
- 公的不動産利活用事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体**で**平均2件程度**の実施を目指す

(3)地域のPPP/PFI力の強化

- 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進**
 - ・平成30年度末までに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で**地域プラットフォームを47以上**形成
 - ・地域プラットフォームを活用した**民間提案の仕組み**の検討
 - ・案件形成につながる継続的な運営を前提とした地域プラットフォームの形成支援
 - ・モデル事例等をまとめた運用マニュアルの作成
- PFI推進機構の**資金供給機能**や**案件形成のためのコンサルティング機能**の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件】、水道【6件】、下水道【6件】、道路【1件】(平成26～28年度)
文教施設【3件】(平成28～30年度)
公営住宅※【6件】(平成28～30年度) ※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制 → **経済財政一体改革への貢献**

2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与

コンセッション事業の重点分野の進捗状況

平成28年12月20日時点

但馬空港

平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

7 / 6件

関西国際空港
大阪国際空港

平成26年7月に実施方針を公表。平成27年12月にオリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアムの新会社(SPC)と実施契約を締結。平成28年4月に事業を開始し、運営事業を実施中。

仙台空港

平成26年4月に実施方針を公表。平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社(SPC)と実施契約を締結。平成28年7月に事業を開始し、運営事業を実施中。

高松空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年9月に募集要項を公表。

神戸空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年10月に募集要項を公表。

静岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年5月からマーケットサウンディングを実施。

福岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月からマーケットサウンディングを実施。

大阪市水道

平成26年11月に実施方針案を公表(平成27年8月に改訂)。

2 / 6件

奈良市水道

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

浜松市下水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成28年5月に募集要項を公表。

4 / 6件

大阪市下水道

平成27年2月に「大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針(案)」を公表しコンセッションの導入に向けた具体的な検討を開始。平成28年7月1日に新会社を設立。

奈良市下水道

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

三浦市下水道

平成28年12月に事業の調査審議を行う審議会を設置する条例が公布。

愛知県道路公社

地方道路公社の有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。平成28年8月に前田グループの新会社(SPC)と実施契約を締結。平成28年10月に事業を開始し、運営事業を実施中。

1 / 1件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

○コンセッション事業(公共施設等運営事業)の円滑かつ効率的な実施を図るため、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講ずる。

法案の必要性

○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

- ・コンセッション方式については、地域における民間の事業機会の創出や公的部門の効率化のため、今後劇的に拡大させていくことが重要。
- ・平成28年度末までの3年間を集中強化期間。コンセッション事業者への公務員の派遣等について、所要の措置。

○ 仙台空港等において、専門的ノウハウ等を有する公務員を事業初期段階に派遣することについて、民間から強いニーズが存在。

制度の概要

(1) 対象法人: コンセッション事業者(公共施設等運営権者)

(2) 対象職員: 国家公務員又は地方公務員

(3) 手続:

- ① コンセッション事業者は、派遣される公務員の業務内容及び期間等を含めて、公共施設等運営権実施契約を締結
- ② 任命権者の要請に応じて職員が退職し、対象法人の業務に従事(退職派遣)

(4) 職員の処遇:

退職派遣期間終了後は公務員に復帰することを前提とし、退職手当について退職派遣期間を100%通算

○施行期日: **平成27年12月1日**

〔コンセッション方式: 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式。〕

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)施行令 の一部を改正する政令

(H28.11.30公布・施行)

背景

1. 必要性 <下水道コンセッション事業における料金の一体的徴収>

- 浜松市は、下水道のコンセッション事業(公共施設等運営事業)について、平成30年4月の事業開始を目指して準備中。事業開始後は、**コンセッション事業者(公共施設等運営権者)が利用料金を自らの収入として収受することとなる。**
- 利用者利便の観点から、市が事業開始後も引き続き上下水道の料金を一体的に徴収するため、**コンセッション事業者の委託を受けて市が利用料金を収受し、市の所有に属しない現金として保管した上で、コンセッション事業者に送金する必要がある。**

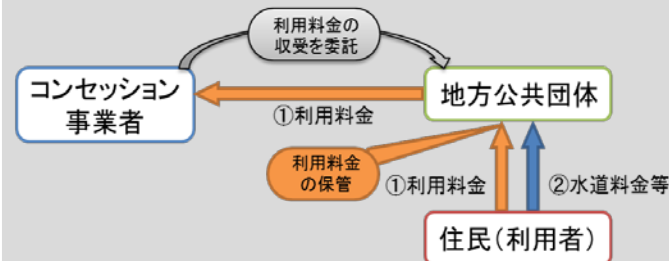
2. 課題 <地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止>

地方自治法は、法律又は政令の規定によるものを除き、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管を禁止**している。

3. 対応の方向性 <特例の措置>

料金の一体的徴収の必要性は、水道など他の分野のコンセッション事業においても想定されるため、下水道法体系ではなく、PFI法施行令を改正し、以下のとおり、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止の特例を設ける。**

<一体的徴収のスキーム図>



- ①コンセッション事業者の下水道利用料金(コンセッション事業分)
- ②地方公共団体の水道料金及び下水道使用料
(当該事業の対象外の業務分)

<浜松市の下水道コンセッション事業のスケジュール>

平成28年5月	募集要項等の公表
平成28年12月1日～	提案書類の受付
平成29年3月	優先交渉権者の選定
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年4月	事業開始

政令案の概要

<地方公共団体による利用料金の収受>

地方公共団体は、コンセッション事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、料金の一体的徴収の必要があると認めるときは、**コンセッション事業者の委託を受けて、利用料金を収受することができる**こととする。

(施行期日) 公布の日(平成28年11月30日)

※ 浜松市のコンセッション事業者選定手続において、12月1日に受付が始まる事業者の提案書類に料金の徴収方法を記載しなければならないため、その前までに本政令を施行する必要がある。

○コンセッション事業(公共施設等運営事業)

利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま民間事業者(コンセッション事業者)に当該施設の運営を委ね、当該事業者が利用料金を自らの収入として収受する事業。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の4第2項

債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

コンセッション事業等のPPP/PFIの積極的な活用

事業概要・目的

- 本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっている上下水道にコンセッション事業※1（PFI）を導入することが重要。
- このため、先行案件を組成するための強力な政策的インセンティブを講じることが必要。これにより、コンセッション事業の**具体化目標の達成**を図るとともに**経済財政一体改革へ貢献**。
- コンセッション事業等導入の前提となる**デューデリジエンス（資産評価）、官民の役割分担の検討**等に係る費用を支援。

※1 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる事業。

未来への投資を実現する経済対策（平成28.8.2閣議決定）

- Ⅲ. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援
 - (3) 地方創生の推進
 - ③PPP/PFIの積極的活用
 - インフラ整備の手法として、民間資金等活用事業推進機構も活用しながら、公共施設等運営権方式等のPPP/PFIの積極的な活用を図る。

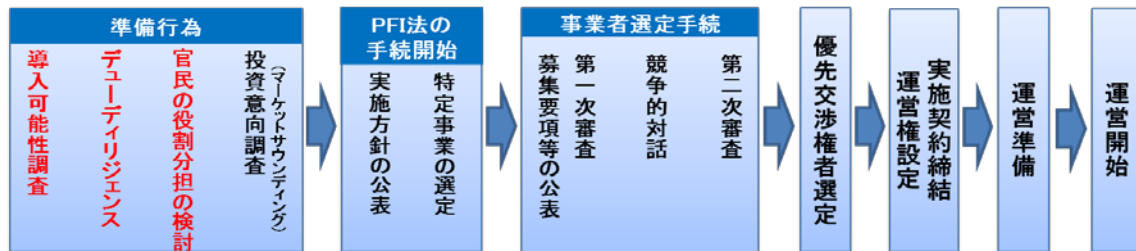
期待される効果

- 新たなビジネス機会の拡大、公的負担の抑制
- 経済財政一体改革への貢献（2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与）
- コンセッション事業等の具体化目標の達成に寄与（空港7/6件、水道2/6件、下水道4/6件、道路1/1件（平成26～28年度））
（文教施設3件、公営住宅6件※2（平成28～30年度））

※2 収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

事業イメージ・支援内容

【コンセッション事業の検討プロセス（例）】



○ 導入可能性調査

- ・対象者：上下水道コンセッション事業等を検討している**地方公共団体**
- ・対象経費：コスト削減効果や収入増加効果等を算出 等

○ デューデリジエンス（資産評価）、官民の役割分担の検討

- ・対象者：上下水道コンセッション事業を検討している**地方公共団体**
- ・対象経費：過去の更新投資状況等の資産資料の精査、資産に関するリスクの抽出・整理、更新投資計画の策定・更新、最適な官民のリスク分担や業務分担を検討 等

⇒約14億円（平成28年度第2次補正予算）

水道

○ 導入可能性調査

- ・対象者：水道コンセッション事業等の**官民連携事業**を検討している**地方公共団体**
- ・対象経費：調査委託費 等

⇒約1千万円 等（平成28年度当初予算）

○ 更新投資

- ・対象者：同上
- ・対象経費：コンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用

⇒約20億円（平成28年度第2次補正予算）

下水道

○ 導入可能性調査、デューデリジエンス等

- ・対象者：下水道コンセッション事業等の**先導的な官民連携事業**を検討している**地方公共団体等**
- ・対象経費：調査委託費 等

⇒約3.5億円（平成28年度当初予算）

- ・対象経費：実施方針、募集要項等の作成

⇒約3千万円（平成28年度当初予算）

○ 更新投資

- ・対象者：同上
- ・対象経費：コンセッション事業の推進に資する施設耐震化等費用（**重点的配分**）

⇒社会資本整備総合交付金等*の内数として実施

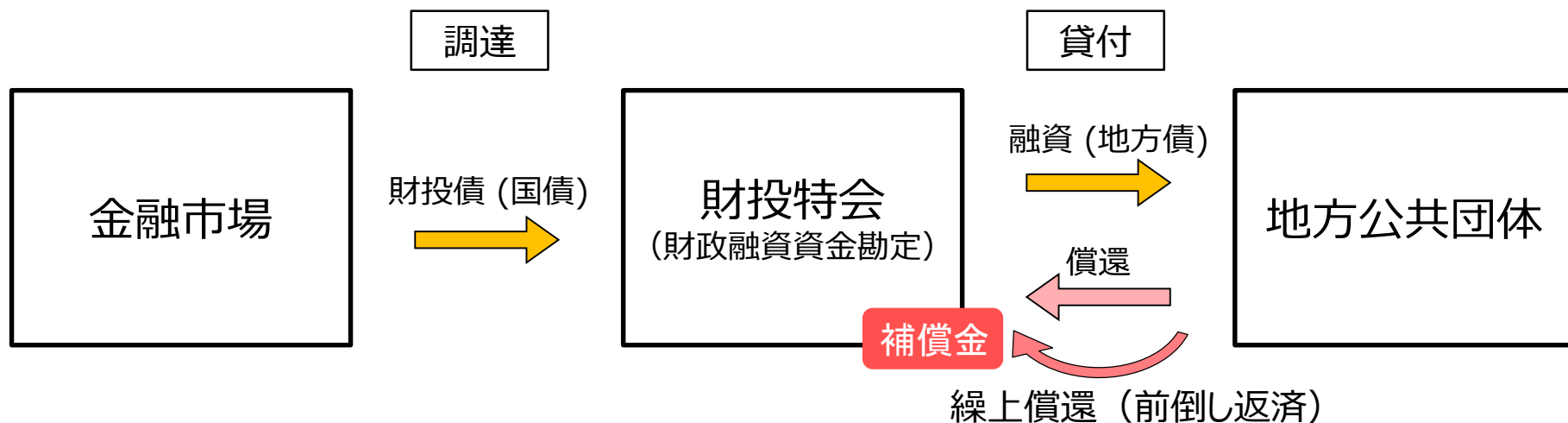
*平成28年度第2次補正予算金額は約4,127億円

注 このほか、工業用水道についても導入可能性調査や更新投資に係る支援措置がある。

財政融資資金の繰上償還について

- 財政融資資金は、国が市場で調達した財投債（国債）等を原資として、収支相償の考え方の下、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。
- そのため、地方公共団体が繰上償還をする際は、国が被る損失（調達利息と再運用利息の差額※）に対応する補償金を支払う必要がある。
 - ※ 『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額
- 補償金を免除して繰上償還をするためには、財政法の規定※により、法律に基づく必要がある。
 - ※ 財政法第8条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

財政融資資金の仕組みと繰上償還



(注) なお、地方公共団体金融機構資金の補償金についても、同様の仕組みである。

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）

【日本再興戦略2016】（平成28年6月2日閣議決定）

公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。

1 支援の基本的な考え方

- 上下水道事業については、今後、人口減少に伴う収入減、老朽化に伴う施設・設備の大量更新等が課題。
⇒ 長期にわたる運営権の設定により、更新投資を含めた広い範囲で、民間目線の経営を可能とするコンセッションの導入を促進。これにより、上下水道施設等の持続可能性確保・効率性向上。
- 「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」（ファースト・ペンギン）を特例的に支援、案件形成にドライブをかける。

2 立法措置等

- 支援につき、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として、政府部内で検討を進める。

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）②

3 支援対象事業

○ 「先駆的取組」として、運営権者が①事業期間中の更新投資に責任を持ち、②事業開始時に運営権対価（注1）を一括払いするコンセッションであって、③以下（イ）～（ハ）のすべての要件を満たす事業

（イ）人口減少：「将来推計人口」が大きく減少（団体区分別で全国平均以上減少）する地方公共団体の地方公営企業が行う事業

（ロ）厳しい経営環境：「企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率（管渠老朽化率）」のいずれかが類似団体平均以上の事業

（ハ）自助努力：「料金回収率（経費回収率）」が類似団体平均以上（注2）の事業

（注1）運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。

（注2）今は類似団体平均未満だが、今後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記（ロ）について企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要

4 支援対象債権

○ 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資（旧資金運用部）資金（注3）が引き受けているもの。このうち、一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。

（注3） 地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）資金についても、同様の支援（後述7を除く）を講ずるよう、政府から要請。

5 支援対象期間

○ 3年間の「集中取組期間」の時限措置とし、この期間内に必要な条例を制定（議会で議決）

○ 早期の案件形成促進の観点から、コンセッション導入の時期等によって免除額の扱いを区別することが考えられる。

6 支援規模

- 個々の地方公共団体の取組状況やアクションプランの目標件数も踏まえ、何らかの定量的な支援規模を設定する必要。

7 その他

- 支援対象事業に対する新規貸付けは、3年間停止。
- コンセッション導入による補償金免除繰上償還を受ける地方公営企業は、公募により運営権者を決定することとし、公募プロセスにおいて複数社からキャッシュフロー改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定された民間事業者（運営権者）の提案を踏まえて経営改善計画を策定し、キャッシュフロー改善目標を設定することとし、達成できなかった場合、一定のペナルティ措置を講じる。

（ 法律事項を含むことから、今後の検討・調整により、技術的修正が生じることがあり得る。 ）